

令和3(2021)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**栃木県庁下都賀庁舎(第2福利厚生棟会議室)**で申請を受け付けます。受付日時等は以下のとおりですので、交付を希望する方は、ご確認ください。

1. 受付日、受付時間、対象地区及び会場案内図(下都賀庁舎：栃木市神田町6-6)

受付日	対象地区
令和3(2021)年 2月3日(水), 2月4日(木)	栃木 地区
2月5日(金), 2月8日(月)	共同・受委託
2月9日(火), 2月10日(水)	都賀 地区 西方 地区
2月12日(金), 2月15日(月)	藤岡 地区
2月16日(火)	大平 地区
2月17日(水)	午前：大平地区 午後：岩舟静和地区
2月18日(木)	午前：岩舟岩舟地区 午後：岩舟小野寺地区
申請会場・受付時間	
○栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	
○各日とも 9:00~11:30 および 13:00~15:30	



- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
- ※新型コロナウイルスによる感染症の拡大防止のため、マスクの着用及び体温測定のご協力をお願いします。
- ※発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

2. 申請の際に持参するもの

- 免税軽油使用者証
- 印鑑
- 免税軽油の引取り等に係る報告書(※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- 使用者証更新手数料 420円(※新規申請及び使用者証更新の場合)
- 耕作証明書(※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

- 注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ②令和3(2021)年一括交付では、地方税法の規定により、農業等に係る免税制度については現在令和3年3月31日までの経過措置となっています。現時点では制度延長が未定のため、今回の一括交付で交付となる数量は前年度交付した1年間分と同数量が限度となります。したがって交付数量が増となる方について、増分の免税証の交付は制度延長決定以降になります。
- ③新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
- ④国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

3. 問い合わせ先

- 栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 Tel.0282-23-6882
- 栃木市農業委員会事務局 Tel.0282-21-2393(耕作証明書について)